

番 号 : 150721

国 名 : タイ

担当部署 : 東南アジア・大洋州部東南アジア第四課

案件名 : 西部経済開発・連結性強化支援プロジェクト (経済開発アドバイザー業務)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 経済開発アドバイザー業務
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年9月下旬から2017年9月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 1.50 M/M、現地 20.00 M/M、合計 21.50 M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	第一次派遣期間、	第一次国内作業
2日	85日	5日

第二次派遣期間	第二次国内作業	第三次派遣期間	第三次国内作業
100日	5日	95日	5日

第四次派遣期間	第四次国内作業	第五次派遣期間	第五次国内作業
120日	5日	120日	5日

第六次派遣期間	帰国後整理期間
80日	3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 9月9日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針

16点

- ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	SEZ開発または工業団地開発に係る各種業務
対象国／類似地域	タイ・ミャンマー/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし。

6. 業務の背景

ASEAN域内の中核国に位置づけられるタイは、日系企業を始めとする製造業の集積とサプライチェーンの構築が進むにつれ、貿易の面でもますます重要な拠点となっている。東西経済回廊、南部経済回廊、南北経済回廊の要所に位置するという地理的な強みを活かし、インフラ整備が立ち遅れているラオス、ミャンマー、カンボジア等周辺国との連結性強化を進め、相互の利益につながる制度構築・インフラ投資を行なっていくことが今後の課題となっている。

タイの首都バンコクの西方約300kmにあるミャンマーのダウエーは、南部経済回廊の西側起点として、また、東南アジア地域とインドの中間に位置する重要な地域として、潜在的成長力を有する都市である。2008年、タイ政府とミャンマー政府は、ダウエー深海港及びタイへの接続道路を整備するための覚書を締結し、2012年11月にはダウエーにダウエー経済特区 (Special Economic Zone: SEZ) のための合同調整委員会を設置、翌2013年6月には両国政府が50%ずつ出資するダウエー経済特区開発株式会社 (Dawei Special Economic Zone Special Purpose Vehicle: DSEZ SPV) をバンコクに設立する等、タイ・ミャンマー両政府の緊密な連携のもとでダウエーSEZの初期開発が進められてきている。

今般、2015年7月に日本、タイ、ミャンマー各政府の三者間で締結された「ダウエー経済特別区プロジェクトの開発のための協力に関する日本国政府、ミャンマー連邦共和国政府及びタイ王国政府の間の意図表明覚書」(MOI)に基づき、ダウエー開発の更なる前進を図ることを目的として、日本国より経済開発アドバイザーを派遣するものである。

7. 業務の内容

本業務は、バンコクに設立されたDSEZ SPVに対し、ダウエー開発の実施プロセス構築への支援を通じ、同SPVの体制・機能・能力の強化と実現可能なダウエー開発事業のロードマップ案を策定し、タイ国西部とミャンマー新興産業集積地との連結性の強化と、ASEAN域内産業競争力の強化及び持続的経済成長の実現に寄与するものである。

なお、タイ側のカウンターパート（C/P）機関はタイ財務省監督下のDSEZ SPVであり、ミャンマー側のC/P機関は、国家計画経済開発省監督下のダウエーSEZ管理委員会である。本業務はバンコクのDSEZ SPV内に設置されたプロジェクトチーム内のオフィスをベースとし、DSEZ SPVに派遣中の組織能力強化専門家（長期派遣専門家）と協働しながら、ミャンマーへの短期的な出張（派遣期間の3割程度を想定）を通じて両国間の調査・アドバイザー業務を行うものとする。

具体的な担当事項は以下の通り。

- ・ダウエーSEZ初期開発事業に関する各種開発計画及び関連調査の課題整理及び技術的助言
- ・策定予定のダウエーSEZ中長期開発計画（マスタープラン）への助言
- ・ダウエーSEZ中長期開発計画に基づく各種開発計画（インフラ整備等の各種調査（F/S等）に対する技術的助言
- ・ダウエーSEZ開発推進に必要となる具体的な実施フレームワーク構築に向けた技術的助言（実施体制、事業スキーム、資金ソース、スケジュール等）
- ・タイ・ミャンマー両国のダウエーSEZ開発関係者に対する能力向上研修の企画・実施に対する技術的助言

(1) 国内準備作業（2015年9月下旬）

- ア タイ、ミャンマーにおけるJICA、日本政府のこれまでの協力に係る関係資料等を含め、国内で入手可能なタイ、ミャンマーにおけるSEZ開発に係る情報（含む政策、計画、制度、関係機関、その他関連分野）の収集・分析を行い、案件概要を把握する。
- イ 各種対処方針会議に参加し、現地調査について当機構等関係者と協議を行う。
- ウ 上記ア、イを通じて、現地派遣期間に超える業務内容を検討し、全体の業務計画書を作成し、JICA東南アジア・大洋州部へ提出、報告・説明する。

(2) 第一次派遣期間（2015年9月下旬～2015年12月下旬）

- ア JICAタイ事務所・JICAミャンマー事務所へ業務計画書の内容について報告し、派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打ち合わせる。
- イ タイ・ミャンマー両国のC/P機関に業務計画書の内容について報告し、業務内容について合意を得る。
- ウ 既存SEZダウエーSEZ初期開発事業の各種開発計画、関連調査の情報収集・確認を行い、ダウエー開発に係る現状を把握する。
- エ タイ側関係省庁、関係機関に対するヒアリングを行い、ダウエー開発における課題について情報収集・課題の分析を行う。
- オ ミャンマー側関係省庁、関係機関に対するヒアリング、及びダウエー開発の現状を確認するため、ミャンマーに出張し情報収集・現地調査・課題の分析を行う。
- カ 上記で収集したダウエーSEZ開発の現状に関する情報を取りまとめ、初期開発事業の各種開発計画及び関連調査の課題を分析・整理する。
- キ 上記で収集したダウエーSEZ開発の現状に関する情報を取りまとめ、中長期開発計画について、各種開発計画及び関連調査の初期的な課題分析・整理を行う。
- ク 上記で取りまとめたダウエー初期開発事業の課題及び中長期開発計画の課題の初期的分析について、DSEZ SPVと認識を共有するため、DSEZ SPV内で初期開発事

業の課題についての説明会を行う。

- ケ 上記で取りまとめたダウエーSEZ初期開発事業の課題及び中長期開発計画の課題の初期的分析について、DSEZ SPVとともにタイ・ミャンマー両国の関係省庁、関係機関に報告する。
- コ JICAタイ事務所・JICAミャンマー事務所に対して第一次派遣期間の活動内容を報告する。

(3) 第一次国内作業（2016年1月上旬）

- ア 第一次派遣期間の業務内容を現地業務結果報告書として取りまとめ、JICA東南アジア・大洋州部へ報告・提出する。
- イ 第二次派遣期間の業務計画書を作成し、JICA東南アジア・大洋州部へ報告・提出する。

(4) 第二次派遣期間（2016年1月上旬～2016年4月中旬）

- ア JICAタイ事務所・JICAミャンマー事務所へ業務計画書の内容について報告し、第二次派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打ち合わせる。
- イ タイ・ミャンマー両国のC/P機関に業務計画書の内容について報告し、業務内容について合意を得る。
- ウ 第一次派遣期間で整理したDSEZ SPVが実施するダウエー初期開発事業、関連調査における課題分析に基づき、DSEZ SPVが初期開発事業促進に向けた改善策と、改善のために必要なアクションプランを策定するための助言を行う。
- エ アクションプランの実施の検討に必要な課題を確認するため、ミャンマーに出張し現地調査及び情報収集、課題の分析を行う。
- オ 上記で特定された改善策、アクションプランをDSEZ SPVが実施するに当たり、必要となる実施フレームワークの整備（実施体制、事業スキーム、資金管理、工程管理）に関する助言を行う。
- カ JICAタイ事務所・JICAミャンマー事務所に対して第二次派遣期間の活動内容を報告する。

(5) 第二次国内作業（2016年5月中旬）

- ア 第二次派遣期間の業務内容を現地業務結果報告書として取りまとめ、JICA東南アジア・大洋州部へ報告・提出する。
- イ 第三次派遣期間の業務計画書を作成し、JICA東南アジア・大洋州部へ報告・提出する。

(6) 第三次派遣期間（2016年5月中旬から2016年8月中旬）

- ア JICAタイ事務所・JICAミャンマー事務所へ業務計画書の内容について報告し、第三次派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打ち合わせる。
- イ タイ・ミャンマー両国のC/P機関に業務計画書の内容について報告し、業務内容について合意を得る。
- ウ 第二次国内作業までにまとめたダウエーSEZの初期開発事業及び中長期開発計画に係る関連調査の現状分析、進捗を踏まえダウエーSEZ中長期開発計画の策定を推進するに必要なDSEZ SPVの能力強化に向けた、中長期的な開発計画の策定から

事業実施までに至るプロセス立案についての研修の企画と研修運営先に対する技術的な支援を行う。

- エ DSEZ SPVが作成するダウエーSEZ中長期開発計画に対し、これまでの調査内容をふまえた技術的な観点から、必要なインフラ整備等の各種事業、必要な各種調査について分析・検討とDSEZ SPVとの協議を行う。DSEZ SPVが策定する中長期開発計画整備に必要な事業・調査を実施するための助言を行う。
- オ 上記の業務に必要な情報を入手するため、ミャンマーに出張し現地調査及び情報収集、課題の分析を行う。
- カ 上記オを踏まえ、DSEZ SPVがダウエーSEZ中長期開発計画を作成するに当たり、技術的な助言を行う。
- キ JICAタイ事務所・JICAミャンマー事務所に対して第三次派遣期間の活動内容を報告する。

(7) 第三次国内作業（2016年8月下旬）

- ア 第三次派遣期間の業務内容を現地業務結果報告書として取りまとめ、JICA東南アジア・大洋州部へ報告・提出する。
- イ 第四次派遣期間の業務計画書を作成し、JICA東南アジア・大洋州部へ報告・提出する。

(8) 第四次派遣期間（2016年8月下旬～2016年12月下旬）

- ア JICAタイ事務所・JICAミャンマー事務所へ業務計画書の内容について報告し、派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打ち合わせる。
- イ タイ・ミャンマー両国のC/P機関に業務計画書の内容について報告し、業務内容について合意を得る。
- ウ これまでの調査を踏まえつつ、ダウエーSEZ中長期開発計画に基づくインフラ整備等の各種調査（F/S等）に関する課題を整理し、DSEZ SPVが各セクターでの各種調査の提案指示書を作るために必要な事項を特定するための助言を行う。
- エ 上記の業務に必要な情報を収集するため、ミャンマーに出張し現地調査及び情報収集、課題の分析を行う。
- オ 上記で特定された各セクターにおける各種調査の提案書に必要な事項に基づいてDSEZ SPVが各種提案書のドラフトを作成するに当たり、提案書に対する技術的な助言を行い、提案書作成を支援する。
- カ JICAタイ事務所・JICAミャンマー事務所に対して第四次派遣期間の活動内容を報告する。

(9) 第四次国内作業（2017年1月上旬）

- ア 第四次派遣期間の業務内容を現地業務結果報告書として取りまとめ、JICA東南アジア・大洋州部へ報告・提出する。
- イ 第五次派遣期間の業務計画書を作成し、JICA東南アジア・大洋州部へ報告・提出する。

(10) 第五次派遣期間（2017年2月上旬～2017年6月上旬）

- ア JICAタイ事務所・JICAミャンマー事務所へ業務計画書の内容について報告し、派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打ち合わせる。

- イ タイ・ミャンマー両国のC/P機関に業務計画書の内容について報告し、業務内容について合意を得る。
- ウ 第四次派遣期間で作成支援した各種調査提案書ドラフトについて、ダウエー開発の具体的な実施枠組（実施体制、事業スキーム、資金ソース、スケジュール等）を複数シナリオ検討した上、事業性・実現性・環境社会配慮の観点から分析を行い、DSEZ SPVと協議し、現実的なダウエーSEZ開発事業実施枠組みをDSEZ SPVが策定するための助言を行う。
- エ 上記の業務に必要な情報を収集するため、ミャンマーに出張し現地調査及び情報収集、課題の分析を行う。
- オ JICAタイ事務所・JICAミャンマー事務所に対して第五次派遣期間の活動内容を報告する。

(11) 第五次国内作業（2017年6月上旬）

- ア 第五次派遣期間の業務内容を現地業務結果報告書として取りまとめ、JICA東南アジア・大洋州部へ報告・提出する。
- イ 第五次派遣期間の業務計画書を作成し、JICA東南アジア・大洋州部へ報告・提出する。

(12) 第六次派遣期間（2017年6月中旬～2017年8月下旬）

- ア JICAタイ事務所・JICAミャンマー事務所へ業務計画書の内容について報告し、派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打ち合わせる。
- イ これまでの活動を総括したダウエーの中長期的開発計画と、計画に基づく必要なインフラ等の各種事業・各種調査に基づいて、実施体制、事業スキーム、資金ソース、スケジュール等実施枠組を含めたダウエー開発事業推進に係る各セクターの調査提案書をDSEZ SPVが作成するに当たり、技術的な観点から助言を行う。
- ウ 上記の業務に必要な情報を収集するため、ミャンマーに出張し現地調査及び情報収集・課題の分析を行う。
- エ 作成された調査提案書についてDSEZ SPVとともにタイ・ミャンマー両国の関係省庁・関係機関に報告・提出する。
- オ これまでの業務の成果をまとめた現地業務成果報告書を作成し、業務完了報告をタイ・ミャンマー両国のC/P機関に対して行う。
- カ JICAタイ事務所・JICAミャンマー事務所に対してこれまでの活動内容を報告する。

(13) 帰国後整理期間（2017年9月上旬）

- ア 専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA東南アジア・大洋州部に提出する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

(1) 業務計画書（ワークプラン）

英文5部（JICA本部、JICAタイ事務所、JICAミャンマー事務所、タイ・ミャンマー両国C/P機関へ各一部）

和文3部（JICA本部、JICAタイ事務所、JICAミャンマー事務所へ各一部）

(2) 現地業務結果報告書

英文5部（JICA本部、JICAタイ事務所、JICAミャンマー事務所、タイ・ミャンマー両国C/P機関へ各一部）

和文3部（JICA本部、JICAタイ事務所、JICAミャンマー事務所へ各一部）

(3) 専門家業務完了報告書

和文3部：（JICA本部、JICAタイ事務所、JICAミャンマー事務所へ各一部）

また、現地派遣期間中/国内作業期間中の業務従事月報を作成し、JICA東南アジア・大洋州部またはJICAタイ事務所に提出する。

体裁は簡易製本とし、電子データ（word及びPDF形式）を合わせて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空賃については、成田（日本）-バンコク（タイ）間を標準とします。また現地調査における航空賃については、バンコク（タイ）-ヤンゴン（ミャンマー）間を標準とします（見積書に計上して下さい）。また一般業務費の計上の必要はありません。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2015年9月30日～2017年8月31日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。上記「7. 業務の内容」のとおり、派遣期間を6回に分け、85日、100日、95日、120日、120日、80日の業務として考えていますが、全体業務M/M及び業務期間を超えない範囲で適宜変更は可能です。ただし、現地派遣回数10回を上限とし、各現地派遣期間においては、20日以上現地作業を行うものとし、ミャンマー出張日数は、派遣日数全体の3割を想定していますが、プロポーザルで出張日数を提案してください。また水祭り等の現地事情を考慮し、プロポーザルで提案してください。

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです。

- ・組織能力強化専門家（長期派遣専門家）（派遣中）
- ・経済開発アドバイザー（本コンサルタント）

③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
なし
- イ) 宿舎手配
なし
- ウ) 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが必要に応じ訪問先のアポイントをアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
プロジェクトチームオフィス（バンコク）における執務スペースが提供されます。使用料はDSEZ SPVが負担します。

(2) 参考資料

① 公開資料

以下の資料が外務省ウェブサイト上に公開されています。

- ・ダウエー経済特別区プロジェクトの開発のための協力に関する日本国政府、ミャンマー連邦共和国政府及びタイ王国政府の間の意図表明覚書（MOI）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000088497.pdf>

② 配布資料

本事業に関する以下の資料を、当機構東南アジア・大洋州部東南アジア第四課（03-5226-9060）で電子メールにて配布します。

- ・ダウエー周辺地図

(3) その他

①複数従事者提案の禁止

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

③ 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととしてください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとします。

以上